





■建築士の仕事と業務の範囲とは

建築物の設計・設計監理・施工管理を業務として行える国家資格です。

建築士には『一級建築士』『二級建築士』『木造建築士』があり、建築基準法第5条の4:建築士法第3条・第3条の2・第3条の3により業務範囲が定められています。(※1表参照)

(※1表)

高さ・階数		木造 その他右欄以外の構造				木造以外(RC造・CB造・石造・鉄骨造)			
		平屋建	2階建	3階建	高さ13m超 又は 軒高9m超	高さ13m以下 又は 軒高9m以下		高さ13m超 又は 軒高9m超	
						平屋建 又は2階建	3階建以上		
延べ面積	30㎡以下								
	30㎡超100㎡以下								
	100㎡超300㎡以下								
	300㎡超500㎡以下								
	500㎡超 1000㎡以下	一般							
		特建							
	1000㎡超	一般							
特建									

注:  誰にでも設計できます  二級建築士以上の資格が必要です
 木造建築士以上の資格が必要です  一級建築士の資格が必要です

特建 特殊建築物 <学校・病院・劇場・映画館・観覧場・公会堂・集会場(オーデトリウムを有するもの)・百貨店>
 一般 特殊建築物以外の建築物

■2級建築士が設計又は工事監理のできる限度範囲とは。(※以上・以下・以内・超えるはその数字を含まない。未満はその数字をふくむ。)

- 1、学校・病院・劇場・映画館・公会堂・集会場・百貨店などの特殊建築物は延べ面積が500平方メートル未満のもの。
- 2、高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えないもの。
- 3、木造以外で、階数3階以下、延べ面積が30平方メートルを超え300平方メートル以下で、高さが13メートル以下又は軒の高さが9メートル以下のもの。
- 4、木造3階までで、1,000平方メートル以下のもの。

※建築士の資格を持っていないくとも設計、工事監理ができる範囲があります。

木造2階建て延べ面積が100平方メートル以下であれば、自分で設計して確認申請をして確認を取ることも法的には可能です。しかし一般の方が法規、構造、建物性能等をクリアする必要があります。